

Vol
74
2021

法務省だより あかれんが

《今月の注目記事》

- 「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」(Col-YF)について
- 立ち直り応援基金～“社明”と“基金”、noteはじめます～
- 第71回社会を明るくする運動強調月間・キックオフイベントを行いました！
- アジ研による初めてのユース国際研修を開催しました
- 記者が行く！～こども霞が関見学デーについて～
- 法務省で働くひと・しごと紹介



法務省 SDGs ロゴ

《特集記事》

- 01 「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」
(Col-YF)について
- 04 立ち直り応援基金～“社明”と“基金”、noteはじめます～
- 06 第71回社会を明るくする運動強調月間・キックオフイベントを行いました！
- 09 アジ研による初めてのユース国際研修を開催しました
- 12 今年の再犯防止啓発月間の主な取組！
- 16 「第22回法整備支援連絡会」を開催しました

《常設記事》

- 19 お答えします～施設課の業務について～
- 21 記者が行く！
～「こども霞が関見学デー」がオンラインで開催されました～

《連載記事》

- 23 そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.54
～法テラスは、創立15周年を迎えました！～
- 24 法制度整備支援の現場から
～オンラインミーティングを始めましょう～
- 26 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.10 ～通称：試験部屋～

《インフォメーション》

- 28 「国際知財司法シンポジウム(JSIP)2021」を開催します！

「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」(Col-YF)について

あかれんが第73号でもお知らせしました「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」(英語名:The 1st Global Youth Forum for a Culture of Lawfulness, 略称:Col-YF)の最新情報をお届けします!

(1)開催背景:京都 kongress の成果展開として

令和3年3月に我が国がホストした京都 kongress (第14回国連犯罪防止刑事司法会議)では、その成果文書として、「京都宣言」が採択されました。今後、我が国は、京都宣言(※)の内容の着実な実施にリーダーシップを発揮するべく、以下の3つの柱を中心とした取組を積極的に展開していきます。

1. ユースフォーラムの定期開催
2. アジア太平洋刑事司法フォーラムの創設
3. 再犯防止国連準則の策定の主導

(※)
「京都宣言」(仮日本語訳)へのリンクはこちら



※QRコードからアクセスしてください。

本記事では、近日開催されるユースフォーラムについてお知らせします。

(2)ユースフォーラムについて

ユースフォーラムは、多様な価値観やバックグラウンドを持つ世界各国の若者が、社会における様々な問題について真摯に議論し、将来につながるネットワークを築く場です。国際感覚を有する人材を育成するとともに、司法分野における国際業務に対して若者に関心を持ってもらう重要かつ貴重な機会となっており、2015年の国連犯罪防止刑事司法会議(ドーハ kongress)での初開催に続き、京都 kongress においても開催されました。

京都宣言には、犯罪防止の取組を支援するため、ユースフォーラムを開催するなどして若者のエンパワーメントに努める旨が盛り込まれました。我が国は、京都宣言の実施のため、ユースフォーラムを定期的で開催することとし、その第1回目として、「第1回法遵守の文化(※)のためのグローバルユースフォーラム」を、以下のとおり開催します。

(※)「法遵守の文化」(英語名:a Culture of Lawfulness)とは、国民が、法やその執行が公正・公平であると信頼し、それゆえこれらを尊重する文化のことを指します。



京都 コンgress・ユースフォーラム分科会の様子
(令和3年2月27日～28日開催)

(3)第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム(Col-YF)開催概要



法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムポスター

【日時】令和3年10月9日(土),10日(日)

【全体テーマ】多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割

【個別テーマ】① 成年年齢に達することと社会への参画

② コロナ後の犯罪防止・刑事司法(包摂的社会の実現に向けた若者の役割)

【会場】東京国際フォーラム

【方式】来場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式



東京国際フォーラム外観

国内外の若者約120名の参加が見込まれており、活発で充実した議論がなされることが期待されます。

(4)専用ウェブページ等が開設されました！

「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」に関する情報については、今後、随時更新してまいりますので、以下の専用ウェブページ又は専用ツイッターをご覧ください。

専用ウェブページ



※QRコードからアクセスしてください。

専用Twitter



※QRコードからアクセスしてください。

#立ち直り

#社明71

#生きづらさを生きていく

#基金

この記事が気に入ったら、サポートしてみませんか？
気軽にクリエイターの支援と、記事のオススメができます！

[👉 気に入ったらサポート](#)

第71回社会を明るくする運動強調月間・ キックオフイベントを行いました！

イベント概要について

令和3年7月1日、法務省において、第71回社会を明るくする運動強調月間のキックオフイベントを行いました。

新型コロナウイルス感染症に関する状況の見通しが立ちにくい中、できる限りたくさんの方々に、イベントを通じたメッセージを届けることができるよう、法務省地下1階の広い大会議室で感染症対策に万全を期した上で、マスメディアの方々に集まっていたき、報道を通じた広報を行うとともに、イベント全体の模様をYouTubeにアップすることで、若い人たちも含めた、幅広い世代の人たちにPRできるようにしました。

ここでは、イベント当日の様子をお伝えいたします。

イベント第1部について

今回の社明は、「#生きづらさを、生きていく。」をメインコピーに据えています。イベント第1部では、その流れを汲んで、「生きづらさを包み込むコミュニティづくり」をテーマとし、社明フラッグアーティストである谷村新司さん、東京藝術大学美術学部長である日比野克彦さん、上川陽子法務大臣をお迎えし、モデレーターを今福章二保護局長(当時)が務め、対談を行いました。

谷村新司さんからは、こころをつなぐプロジェクトのこと、昨年リリースされた曲「グレイス」の歌詞である「生かされてく 生きてゆく」に込められた思いなどをお話しいただきま

した。日比野克彦さんからは、東京藝術大学で取り組まれているSDGsとアートをつなぐ実験的な試みや、7月22日から東京藝術大学美術館で行われているSDGs×ARTs展のこと等を語っていただきました。上川陽子法務大臣からは、SDGsと音楽、SDGsとアートなどを通じて、多様性のある立ち直り支援を実現していくことへの思いが語られました。



対談「生きづらさを包み込むコミュニティづくり」

イベント第2部について

第2部は、吉本興業と連携してのイベント「コント芸人が法務省とコント作りに挑む！」です。

今大人気のコント芸人であるジャルジャルさん、チョコレートプラネットさん、シソンヌさん、3時のヒロインさんをお招きし、保護司・協力雇用主・更生保護女性会員・BBS会員を広く知っていただくためのコント作りを発表。保護司・協力雇用主については、コント芸人さんからの事前取材を受けられた、東京保護観察所管内の保護司である柴田和子さん、西村直子さん、そして、横浜保護観察所管内の協力雇用主である三上工業さんにもご出演いただき、田所法務副大臣、小野田法務大臣政務官とともに軽快なトークが繰り広げられました。

第2部の最後には、上川大臣による「社会を明るくする運動スタート宣言」で、イベントのフィナーレを盛り上げました。



法務省×吉本興業 みんなでスタート宣言！



ジャルジャル×保護司

チョコレートプラネット
×協力雇用主





3時のヒロイン×シソンヌ
田所副大臣・小野田政務官とともに

イベント等に関する配信について

イベントの様態と、コント作りの動画は、法務省YouTubeチャンネルに、そして、各コント芸人によるコント動画は、各芸人のYouTubeチャンネルにアップされておりますので、ぜひご覧ください。

■ジャルジャル×保護司
YouTube「ジャルジャルアイランド」
『保護司に話し聞く奴』



■チョコレートプラネット×協力雇用主
YouTube「チョコレートプラネット チャンネル」
『スペースジャスティスコント～協力雇用主編～』



■シソンヌ×更生保護女性会
YouTube「法務省MOJchannel」
『【シソンヌコント】更女さんの「ほっとけない！お料理教室」』



■3時のヒロイン×BBS会
YouTube「3時のヒロイン公式チャンネル」
『【あるある】女子なら必ずしたことのある会話6選』



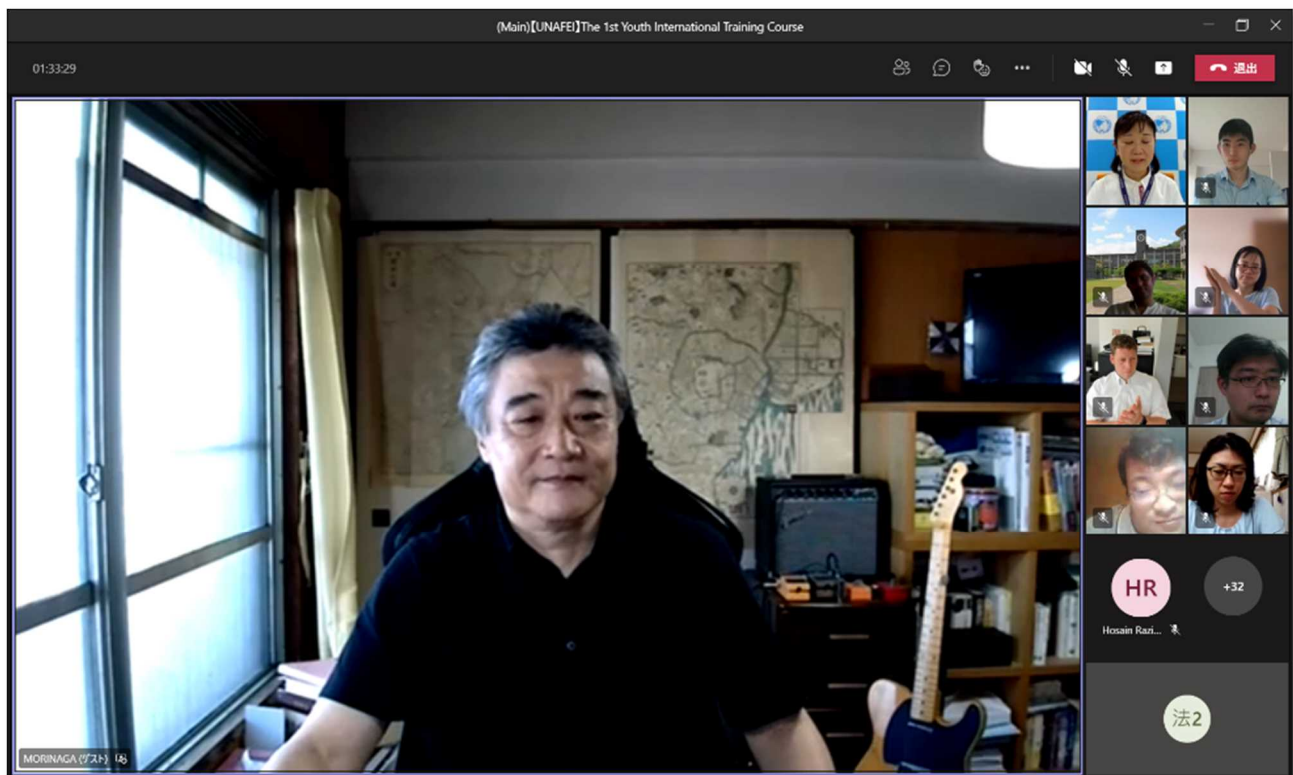
※QRコードからアクセスしてください。

アジ研による 初めてのユース国際研修を開催しました

ユース国際研修について

国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）は、令和3年8月2日から6日までの5日間、第1回ユース国際研修を開催しました。アジ研は、1962年の設立から60年近くにわたり、主に発展途上国の刑事司法実務家を対象とした数多くの国際研修を実施し

てきましたが、この度のユース国際研修は、日本の大学生や大学院生、海外からの留学生を対象として企画したもので、アジ研として初めての試みでした。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、実施方式は完全オンラインとなりましたが、日本から学生12名、海外からの留学生11名の計23名が参加しました。



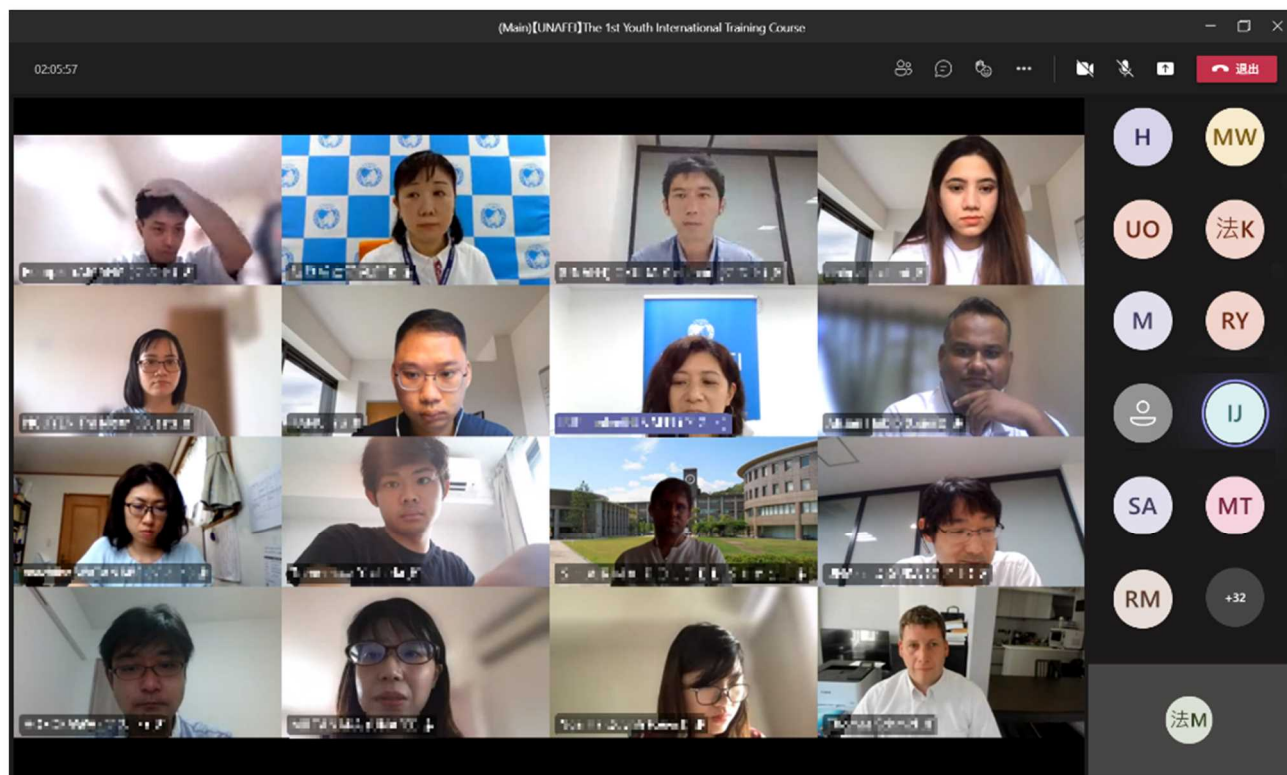
森永所長のあいさつ

薬物問題に関する 講義とディスカッション

今回の研修テーマは、「薬物に関連する犯罪の防止及び薬物からの離脱のための若者の取組について」でした。薬物は、日本だけでなく国際的にも大きな課題です。薬物の製造・流通の実情や、そこに深く関わる犯罪組織の存在、薬物を規制する法律制度の在り方、薬物使用による健康への深刻な影響や依存症からの回復支援など、様々な面からの対応が必要です。本研修では、こうした問題について理解を深めるために、多様な講義が実施されました。国連薬物・犯罪事務所・東南アジア大洋州地域事務所 (UNODC ROSEAP) の海外専門家による講義では、東南アジア地域における薬物の情勢や薬物依存の治療の取組などについて学びました。また、法務総合研究所研究部からは国内の薬物犯罪について、統

計や研究結果に基づいた解説が行われ、さらに、アジ研教官による講義を通じて、薬物犯罪に対する日本の刑事司法・犯罪者処遇機関における実務の実際について理解を深めてもらいました。

参加者は、こうした薬物問題への理解を土台にして、グループに分かれてディスカッションを行いました。薬物の問題を考える上では、薬物使用の防止と離脱支援の両面が重要であることから、グループワークでは、「青年の薬物使用を防止するための効果的な教育プログラムをどうデザインするか」、薬物使用を繰り返してきた仮想のケースに対する「最善の処遇の方法」について議論してもらいました。各グループとも、白熱した議論が行われ、その結果は最終日に全員の前で発表され、他のグループからの質疑や教官からの講評がなされました。



研修の様子

おわりに

この度のユース国際研修は、アジ研にとって初めての試みでしたが、研修の受入れ規模を上回る多くの応募をいただくなど、学生の関心の高さがうかがえました。参加した学生は、講義でも積極的に質問をし、ディスカッションではそれぞれの考えをしっかりと伝え合って議論を深めるなど、皆さん研修に意欲的で、アジ研の職員にとっても大いに刺激となりました。今回の研修には、様々な専攻分野の学生が参加するとともに、多くの国の留学生も参加してくれて多様な参加

者構成となったことも、学生にとって大いに刺激になったのではないかと思います。

国連の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて、様々な社会的な課題に関する議論や活動への若者の参加を後押しすることは、国際的にも重要なテーマとなっており、これは刑事司法分野でも同様です。今回の研修に参加された皆さんが、薬物の問題への関心を高めるだけでなく、今後も様々な社会的な課題について学びを深め、次代を担う存在として活躍されるよう、心からエールを送りたいと思います。

今年の再犯防止啓発月間の主な取組！

毎年7月は、再犯防止推進法が定める「再犯防止啓発月間」です。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、SNS等を活用した新しい広報・啓発活動を実施しました。

再犯防止4コマ&1ページ漫画大賞の募集開始！

7月26日(月)から、本年度の新しい取組である「再犯防止4コマ&1ページ漫画大賞」の募集を開始しました。本大賞は、国民の皆さまに再犯防止をもっと身近に感じていただくため、再犯防止をテーマとした漫画作品を広く募集し、優秀作品を今後の広報・啓発活動に活用させていただくものです。

募集開始直後には、法務省公式Twitterにて、素人である担当者が必死に描いた漫画を用いて宣伝を行ったところ、たくさんの反響をいただきました。



法務省公式Twitterで反響を呼んだ漫画

受賞者へお送りする賞品にも、法務省らしさを前面に出していきますので、皆さまからのご応募をお待ちしております！

【募集期間】

令和3年7月26日(月)から同年12月17日(金)まで

【募集内容】

再犯防止, 罪を犯した者や非行少年の立ち直りをテーマとした4コマ漫画又は1ページ漫画

【各賞】

■法務大臣賞(1作品)

賞状・副賞(刑務所作業製品5万円相当)

■法務副大臣賞(2作品)

賞状・副賞(刑務所作業製品3万円相当)

■法務大臣政務官賞(3作品)

賞状・副賞(刑務所作業製品1万円相当)

応募の詳細(募集要項)
はこちら



※QRコードからアクセスしてください。

再犯防止公式noteアカウントを開設しました！

再犯防止施策に関する詳しい情報は、「再犯防止推進白書」にまとめられているところですが、これらの情報を効果的に発信するため、新しいSNSである「note(ノート)」を利用した情報発信を開始しました。

担当者が試行錯誤しながら記事を執筆しておりますので、温かい目で見守っていただければと思います。



再犯防止公式note

再犯防止公式note
アカウントはこちら



※QRコードからアクセスしてください。

#再犯防止サポーター #立ち直り

再犯防止の輪を広げるため、法務省公式Twitterで、#(ハッシュタグ)再犯防止サポーター #立ち直り の2つのハッシュタグを用いた発信を呼びかけました。個人や団体を問わず、多くの方にこれらのハッシュタグを用いたツイートを行っていただき、ありがとうございました。



フライヤー

「再犯防止啓発ポスター」の掲示！

本年度デザインを刷新した「再犯防止啓発ポスター」を、法務省内や首都圏の主要駅で掲示したほか、出先機関や地方公共団体においても掲示いただきました。

一部の出先機関からは、ポスターの女性と同じポーズで写真を撮ることがブームになっているとの声を頂いておりますので、皆さまもチャレンジしてみたいはいかがでしょうか。



法務省前掲示板に掲示されたポスター

今後の取組

本年度の再犯防止啓発月間は終了しましたが、昨年度の「【YouTubeライブ】再犯防止ってなに？～誰ひとり取り残さないまち、そこでは～」に引き続き、本年度もオンライン動画を活用した広報活動を検討しています。

関連する情報については、引き続き、法務省の公式Twitterや法務省ウェブサイト「再犯防止対策」ページなどに掲載していきますので、皆さまも、ぜひご覧ください。

法務省公式Twitter
アカウントはこちら



※QRコードからアクセスしてください。

「誰もが犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会」の実現に向け、犯罪や非行をした人たちの立ち直りにご理解とご協力をお願いします。

「第22回法整備支援連絡会」を開催しました

法整備支援連絡会とは

法務総合研究所国際協力部(ICD)は、アジア諸国に対して、基本法令の起草支援、法制度を改善するための支援、法曹人材の育成支援といった法制度整備支援を行っています。

法整備支援連絡会は、こういった法制度整備支援の活動に携わる関係者間の情報共有・意見交換の場として、年1回、独立行政法人国際協力機構(JICA)と法務総合研究所との共催で開催されています。

第22回法整備支援連絡会について

令和3年6月12日(土)、会場参加とオンライン配信のハイブリッド方式により第22回法整備支援連絡会が開催され、国内外から約200名の参加を得ました。

今回は、「新たな時代の法整備支援～ICD創設20周年を機として～」をテーマとし、国際協力部の活動を中心に日本の法制度整備支援の歩みを振り返るとともに、今後の法制度整備支援のあり方について議論がなされました。

日本の法制度整備支援は、1994年、市場経済に移行してまもないベトナムからの支援要請がきっかけでした。

そして、2001年には法務省の中に法制度整備支援を専門に取り扱う部署として国際協力部が創設されました。

日本の法制度整備支援は、日本の法制

度を相手国に押しつけるのではなく、相手国の歴史や文化を尊重して、辛抱強く時間をかけて対話しながらその国に根付くような法制度を作るという「寄り添い型」の姿勢で行ってきたことに大きな特徴があります。

今回の連絡会では、ベトナムへの支援開始当初に直接要請を受けて現地に赴き、今日の日本の法制度整備支援の礎を築いた名古屋大学森嶋昭夫名誉教授による基調講演が行われたほか、パネルディスカッション1では、日本の法制度整備支援がこのような寄り添い型の地道な活動を続けるなかで、いかにして相手国と信頼関係を築き、成長してきたか、について議論がなされました。

引き続きパネルディスカッション2では、日本の法制度整備支援が直面する課題として、国内外の人材育成のあり方、支援をどのような戦略をもって進めるべきか、新型コロナウイルス蔓延のような非常時における支援のあり方等について議論がなされ、参加者からも多くの質問が寄せられました。

内容の詳細について機関誌ICD Newsに掲載いたしますので、ご関心のある方は、国際協力部ホームページ等でご確認ください。

法制度整備支援に興味・関心のあるみなさんへ

国際協力部では、法制度整備支援に興味・関心のある方を対象に、令和3年11月6日（土）にシンポジウム「法整備支援へのいざない」を開催します。

近くなりましたら法務省ウェブサイト内の国際協力部のページ等でご案内をいたしますので、どうぞご参加ください。

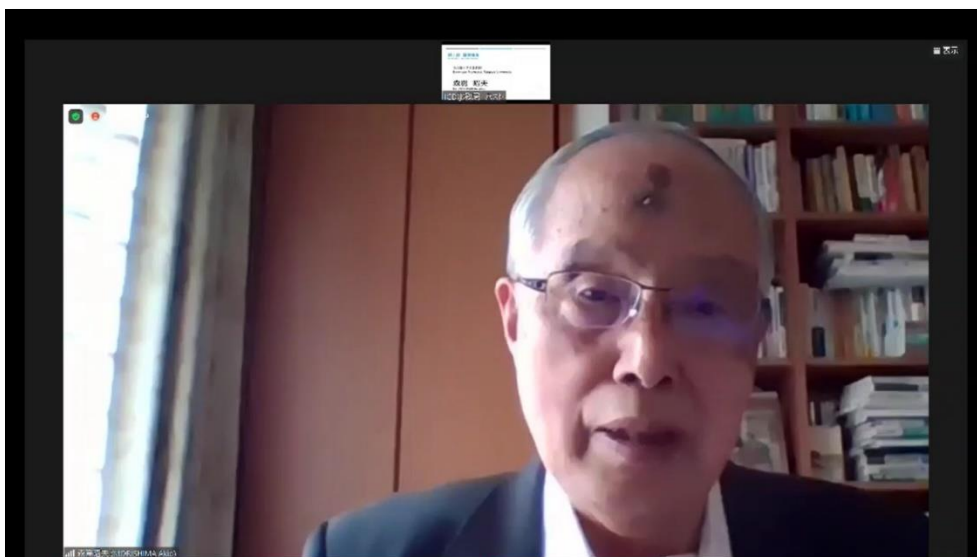
法務省ウェブサイト
国際協力部のページはこちら



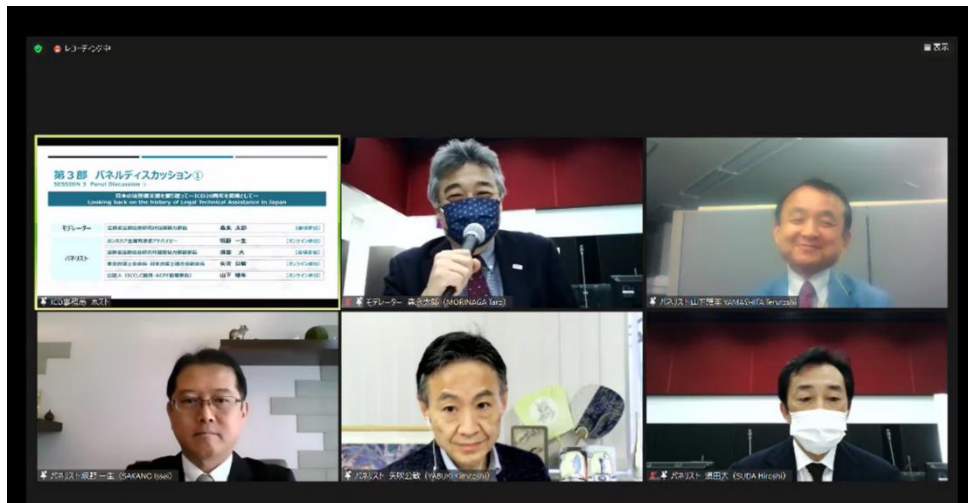
※QRコードからアクセスしてください。



ビデオレターにて開会挨拶を行う田所法務副大臣



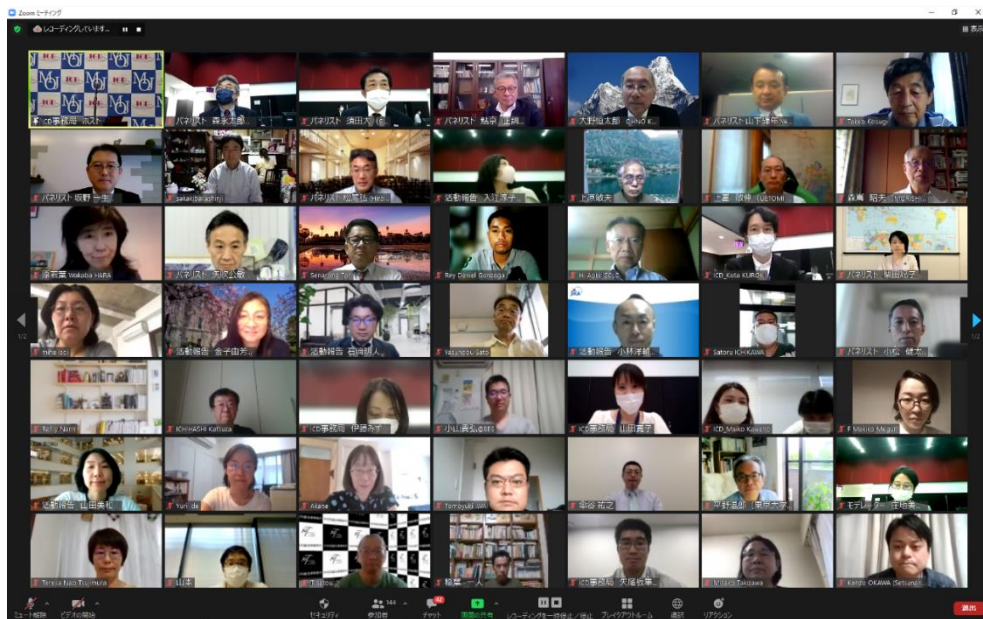
森嶋昭夫名誉教授による基調講演の様子



パネルディスカッション1の様子



パネルディスカッション2の様子



参加者による記念撮影ショット(一部)

お答えします

～施設課の業務について～

Q1 施設課とは？

法務省の施設（刑務所，検察庁，法務局など）整備の企画，設計，工事監理などを担当しています。そのうち，刑務所，拘置所，少年院など収容施設（矯正建築）の整備は，国内で唯一，当課が設計等を担当しています。

また，国内だけでなく，矯正建築の分野における国際協力も行っています。

Q2 国際協力について，具体的にどのような活動をしているのですか？

タイ王国などの外国政府からの要請に対し，施設課職員の海外派遣等を行ってきました。タイ王国シリントン少年院の建設では事前調査・基本設計の段階から技術協力を行いました。



シリントン少年院の外観

また、アジアにおける矯正建築に関する情報共有や技術協力のため「アジア矯正建築会議」(ACCFA)という国際会議を主導しています。直近の第8回は日本で開催し、13カ国と4機関が参加しました。



第8回アジア矯正建築会議(2019年)の様子

Q3 最近、法務省のホームページなどで見かける「シセツカメ」とはなんですか？

施設課のマスコットです。自己紹介してもらいましょう。



“ぼくはシセツカメ！

施設課で刑務所等の設計をしています！

施設課が造る刑務所等の建物のように丈夫な甲羅が自慢です！

ぼくは、ぼくが設計した建物を使う人たちが使いやすいと喜んでくれたり、地域の人たちが建物を褒めてくれたりすると、とても嬉しいです。

これからもそんな建物の設計をしていけるように、毎日頑張っています！”

記者が行く！

～「こども霞が関見学デー」がオンラインで開催されました～

【記者】

皆さま、こんにちは！

今回は、こどもたちを対象に霞が関で実施しているイベント「こども霞が関見学デー」について、法務省ではどのような取組を行ったのか担当者にお話を伺ってきました。

記者▶「こども霞が関見学デー」とはどのようなイベントなのでしょうか？

担当者▶「こども霞が関見学デー」とは、文部科学省をはじめとした霞が関の各府省庁が連携し、業務説明や関連業務の展示などを行うことにより、こどもたちに広く社会を知ってもらうこと、国の施策について理解を深めてもらうこと、活動に参加することで親子の触れ合いを深めてもらうことを目的としたイベントです。

記者▶法務省は「こども霞が関見学デー」でどんなイベントを実施したのですか？

担当者▶法務省では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、今年度のイベントは初めてオンラインで行うことにしました。ホームページ上に特設ページを開設し、8月18日から9月18日までの期間限定で動画（YouTube）やクイズ、ペーパークラフトなど30種類以上のコンテンツを掲載しました。

イベント開始一週間前から、法務省公式Twitterでカウントダウンと宣伝動画を投稿するなど、法務省にお越しいただくことができない分、オンラインでの宣伝に力を入れてきました。



特設ページのトップ画



クイズに挑戦！

記者 ▶ 私もいくつか動画を見てみましたが、お仕事紹介だけではなく、落語や小説の書き方、お絵かき教室なんてものもあるんですね。

担当者 ▶ こどもたちに楽しんでもらえるよう、様々なコンテンツを掲載しています。特設ページの一部の動画やTwitterでの宣伝動画は、職員たちが動画編集ソフトなどを駆使して自ら作成・編集したもののなのです。それぞれの味があって面白い仕上がりですよ。



Twitterでの宣伝動画

記者 ▶ ずばり・・・こどもたちの反応はどうですか？

担当者 ▶ こどもたちの顔が見えないので何とも言えませんが、動画の再生数を見てみると、残念ながらバズっていないとまでは言えないですね・・・。ただ、再生数の分だけ見てくれた人がいるということなので、新型コロナウイルスの影響で外出自粛の生活が続く中で、少しでも楽しんでもらえたならうれしいです。

記者 ▶ 来年はコロナも収まって、また霞が関がこどもたちでにぎわうと良いですね！引き続き頑張ってください。

担当者 ▶ ありがとうございます。

10月1日には「法の日」の特設ページも更新予定ですので、そちらもぜひご覧ください。

そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.54

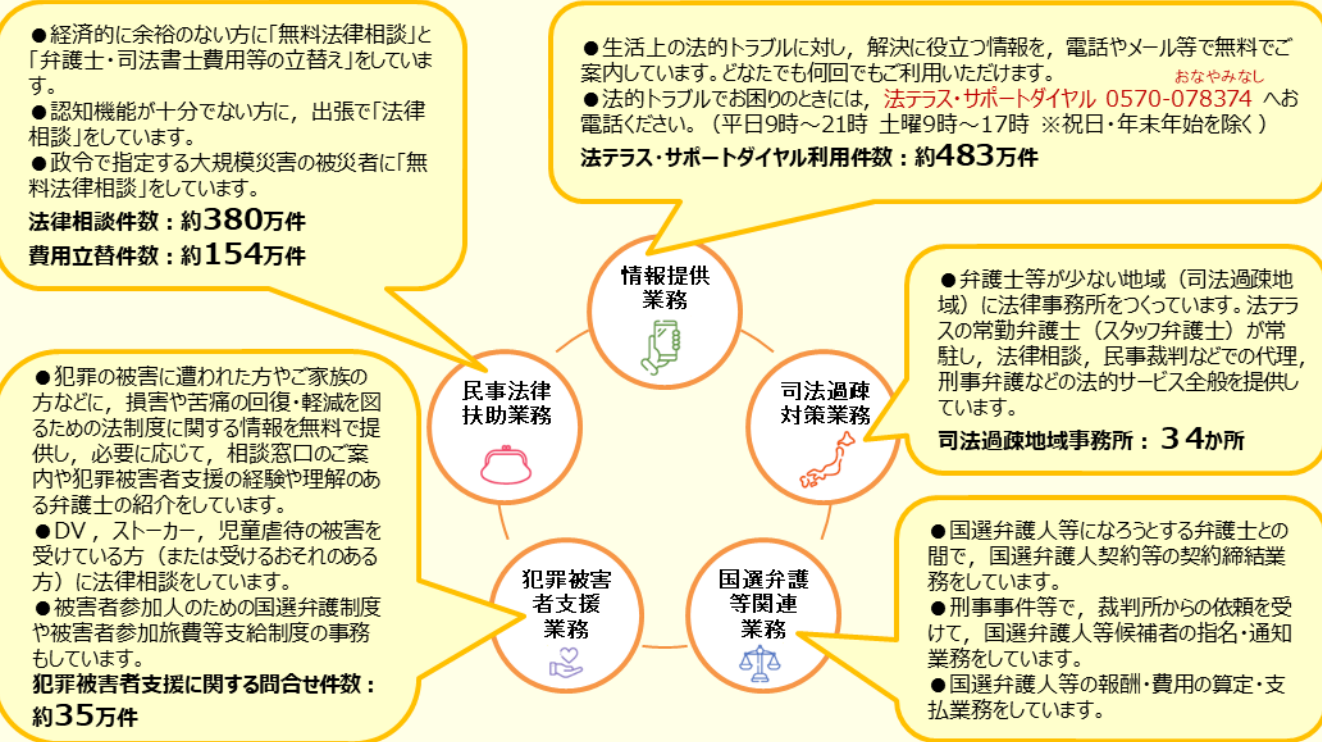
～法テラスは、創立15周年を迎えました！～

令和3年4月10日、法テラスは創立15周年を迎えました！

これからも「法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、取り組んで参ります。

法テラスは、下にあるような5つの業務を主に行っています。

■ 法テラスの5大業務 (※利用件数は業務開始から令和2年度末までの累計)



■ 法テラスについて知りたい

● 法テラス公式Twitter



法テラス公式Twitterでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！
フォロー随時募集中♪
[「法テラス公式Twitter」](#)

● 広報誌「ほうてらす」



【第52号】
特集：「アウトドアと法律」
表紙・インタビュー
：金子貴俊さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。
[広報誌「ほうてらす」](#)

● メールマガジン「ほうてらすPlus」



法律相談会やイベントなどの法テラスに関する情報をご紹介します。
ホームページから登録いただけます。
[メールマガジン「ほうてらすPlus」](#)



■ 法テラスって？

私たち法テラス(日本司法支援センター)は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供や、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法制度整備支援の現場から

～オンラインミーティングを始めましょう～

ラオス長期専門家
前田 佳行

全世界で猛威を振るうコロナウイルスには、どこの国も悩まされていると思います。

私がJICAの長期派遣専門家として赴任しているラオスでも、2021年4月中旬のラオス新年時に人々の移動が活発になったことに伴い、ついに首都ビエンチャンでも市中感染が発生・拡大してしまいました(4月上旬までは、政府の水際対策などにより、感染者数は合計50名程度にとどまっていた)。

そうすると、ラオス政府はすぐさまロックダウンを宣言し、飲食店に対する営業制限、学校の閉鎖、職場への通勤制限、他の県や地域への移動禁止などの措置を採りました。もちろん人の集まる集会や会議も禁止です。ラオスでは医療体制があまりよくないこともあり、感染拡大を防止するため、すぐに経済よりも人身優先の強い政策が執られたのでした。4月下旬に始まったこのロックダウンは、その後延長が繰り返され、措置がだいぶ緩和されたものの、現在(8月2日時点)でも継続されています。

このロックダウンは、私たちのような外国からの支援機関の活動にも当然影響を及ぼしています。私たちが行っている法律支援プロジェクトでは、いろいろな課題について、現地の人たちと議論しなければ活動を進めることはできません。しかし、ロックダウンが続く中では、皆で1か所に集まったのミーティ

ングはできませんし、集中的な議論のために合宿をしたり、県外に出て各地域の人たちを交えて活動することもできません。

そこで、私たちのプロジェクトでは、ラオス人メンバーたちとのオンラインによる活動を推進するため、活動を一緒に行っている機関や個人に対するオンライン機材や技術の直接的なサポートを行っていくことにしました。

私たちが一緒に活動をしているのは、司法省、裁判所、検察院、国立大学など、いずれも国の重要機関です。しかし、それぞれの機関でオンラインミーティングに対応できる部屋や機材の数は限られていますし、機材の設置や管理ができる人材もまだ少ない状況です。

そのため各機関の協力を得て、プロジェクトからモニター、マイク、パソコンなどのオンライン機材一式を提供するとともに、設置方法などに関するサポートを実施しました。また、個人レベルでも、オンラインアプリに慣れない人に使用方法をレクチャーしたり、インターネット料金のサポートを行うなど、地道な支援活動を続けています。

このようにして、支援の前提となる環境を整え、相手国メンバーたちのモチベーションを維持していくことも、法整備支援の現場では必要となります。



整備前の会議室(6/28)



整備後の会議室(7/12)

【国立大学でのオンライン会議室の整備状況(左右の写真は同じ部屋)】



最高裁判所(PSC)に対する機材提供

法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.10

～通称：試験部屋～

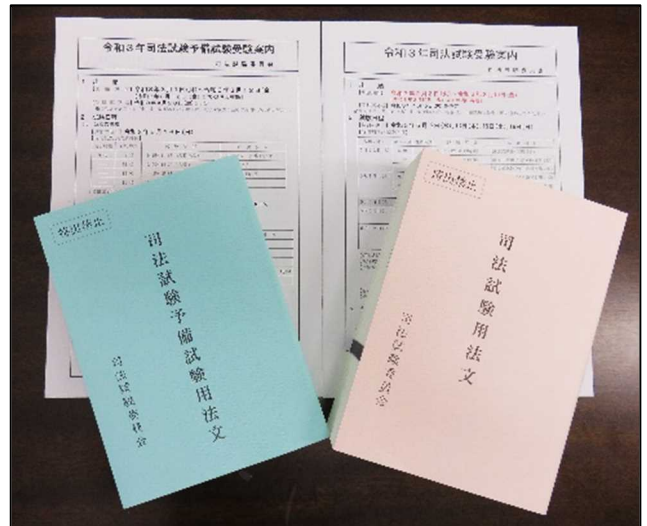
係 名：司法試験第一係～第三係，
司法試験予備試験第一係～第三係
(通称：試験部屋)
所 属：大臣官房人事課

Q1 試験部屋ってどんな仕事？

裁判官，検察官又は弁護士（法曹三者）となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する試験を司法試験といい，司法試験委員会において毎年1回実施しています。司法試験第一係～第三係は，同委員会の事務局として司法試験の実施に関する業務を行っています。

司法試験を受験するためには，①法科大学院の課程を修了するか，②司法試験予備試験に合格する必要がある，司法試験予備試験第一係～第三係は，同委員会の事務局として司法試験予備試験の実施に関する業務を行っています。

なお，試験部屋は機密性の高い情報を取り扱うため，人事課以外の職員はもちろんのこと，同じ人事課の職員ですら入室を制限する時期があります。



司法試験受験案内など

Q2 最近のトピックスは？

司法試験法の改正に伴い，令和4年司法試験予備試験から，論文試験の科目において一般教養に代わって，新たに選択科目（倒産法，租税法など）が導入されることになりました。

また，令和5年司法試験からは，現行の受験資格に加え，法科大学院在学中においても一定の基準をクリアすることで司法試験を受験できるようになるなど，時代のニーズに合わせて変化しています。

Q3 試験部屋のやりがいて何？

試験部屋の仕事は、司法試験委員会において決定された事項に従い、試験実施に係る事務（出願処理、試験の実施・運営、合格発表など）を日々コツコツと行っており、決してスポットライトが当たるような仕事ではありません。しかし、司法試験は法治国家を支える法曹三者になるために必要な試験なので、そのような試験に携わらせていただいているという誇りを胸に、受験者の皆さんが試験において実力を発揮できるように各種事務を行っています。

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください

試験部屋の仕事は、誰かに直接感謝してもらえる機会は少ないですが、試験を経て検察官になった方に、円滑に試験を実施することの困難さを理解していただき、感謝の意を伝えられたときには、やりがいを強く感じ、この仕事の大切さを再認識することができました。



試験部屋の出入口扉

「国際知財司法シンポジウム（JSIP） 2021」を開催します！

法務省は、令和3年10月20日（水）から同月22日（金）までの間、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットと共催で、国際知財司法シンポジウム（Judicial Symposium on Intellectual Property:JSIP）2021を開催します。

国際知財司法シンポジウムは、知的財産関係紛争の解決に関する各国の法制度や課題に対する理解・共通認識の醸成を通じ、ASEAN地域を含むアジア圏全体の知的財産関係紛争処理能力の向上を図るとともに、知的財産に携わる実務家や海外進出を行う企業等に最新の知財情報を提供することを目的とし、平成29年から最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットと共同で実施しているものです。

令和3年10月21日（木）に実施する法務省パートでは、①商標権侵害に関する民事訴訟と②模倣品に対する行政上のエンフォースメントについて、それぞれ、各国の裁判官と各国の行政取締機関職員によるパネルディスカッション等を行う予定です。事前に各国の参加者に配付した共通の模擬事例を基にケーススタディーを行い、各国における事例に対するアプローチや判断の仕方の違いを比較検討することで、参加者が相互に気付きが得られることを狙っています。

本シンポジウムには参加登録が必要ですので、参加をご希望の方はJSIP2021特設ホームページから参加登録をお願いいたします（プログラムや講演者情報等も掲載中です。）。

JSIP2021
特設ホームページ
参加登録はこちら→



※QRコードから
アクセスしてください。

過去4年間のJSIPの概要については、下記ホームページにてご確認ください。

法務省ホームページ



※QRコードから
アクセスしてください。

※本シンポジウムは、オンライン方式にて実施する予定ですが、新型コロナウイルスの感染状況により、変更・中止の可能性がございます。

国際知財司法シンポジウム2021

～アジアにおける知的財産紛争解決～
IP Dispute Resolution in Asia



開催日

2021年（令和3年）

10月20日（水）/21日（木）/22日（金）

オンライン配信

参加費無料 要事前登録

プログラムをオンラインで同時配信いたします。

視聴には、専用ホームページ(<https://www.jsip-tokyo.go.jp>)から参加登録が必要となります。

プログラム

※ プログラムの詳細や資料等は専用ホームページに順次掲載して参ります。
是非ご覧ください。

10月20日（水）13:30～17:00

- ① 特許権の間接侵害の国際比較
- ② 民事裁判における専門的知見の活用

10月21日（木）10:00～18:00

- ① 商標権侵害に関する民事訴訟
- ② 模倣品に対する行政上のエンフォースメント

10月22日（金）15:00～18:00

- ① 各国のAI、IoT関連発明の進歩性
- ② 仮想事例に基づく進歩性判断の各国比較

【パネリスト】日本及び以下の国の裁判官、審判官、政府関係者及び弁護士等
インド インドネシア カンボジア シンガポール タイ 大韓民国
中華人民共和国 フィリピン ブルネイ ベトナム マレーシア ラオス

【言語】日本語・英語（日英同時通訳あり）

国際的な知財紛争の司法判断や近時の知財トピックについて、各国の法曹関係者や政府関係者が模擬裁判やディスカッションを行う「国際知財司法シンポジウム」を今年度も開催します。本シンポジウムは、2017年（平成29年）にスタートし、我が国の知財司法制度はもとより、海外諸国の制度に関する最新事情を提供する画期的なイベントとして、過去4回の開催で大きな反響を得てきました。

5回目の節目の開催となる今回は、新型コロナウイルス感染症に配慮して、ウェブ会議形式で開催することとし、オンライン配信にて充実したプログラムを提供する予定です。

主催

最高裁判所 知的財産高等裁判所 法務省 特許庁
日本弁護士連合会 弁護士知財ネット

後援

外務省 国際協力機構 国際民商事法センター 知的財産戦略本部 日本経済団体連合会
日本国際知的財産保護協会 日本知的財産協会 日本弁理士会 日本貿易振興機構

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、会場での傍聴は行わないこととなりました。

※ 上記各事項については今後変更となる可能性があります。



JSIP2019の様子